

一般廃棄物収集運搬業者 各位

平塚市長 落合 克宏
(公 印 省 略)

一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大について(通知)

日頃より本市の廃棄物行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、現在本市の家庭ごみの収集運搬は、市又は委託業者が行っておりますが、市民からは一時多量ごみ等の収集について要望が寄せられています。

そこで、本市では廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲について、事業系一般廃棄物に限定しているものを、一部に限り家庭系一般廃棄物まで拡大し、民間活力を活かした市民サービスの向上に努めていきたいと考えております。

つきましては、平成28年4月1日に策定した基準の見直しを行い、下記のとおり事業の範囲を拡大しました。

なお、事業の範囲の拡大を希望する場合は申請手続きが必要になります。申請には別紙の「既存の一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大に伴う上乘せ基準の設定について」を満たしていることが条件になります。御熟読の上、申請を希望する場合は、平塚市環境政策課までお越しく下さい。

記

1 事業の範囲の拡大により収集の対象となる家庭ごみ

市による収集運搬が困難な家庭ごみ(適正処理困難物、一時的に大量に排出されるごみ)

2 対象となる一般廃棄物収集運搬業者

別紙「既存の一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の拡大に伴う上乘せ基準の設定について」を満たしていること

3 手続きについて

事業の範囲を拡大するには変更の許可申請手続きが必要になります。希望される場合は平塚市環境政策課までお越しく下さい。

以 上

問い合わせ先
環境政策課 資源循環担当
電話 0463-23-1111 内線 2120